広報 かわち

人口と世帯数
人口… 12,985人
男 … 6,064人
女 … 6,921人
世帯… 2,419戸
（4月1日現在）

発行所 河内村役場 編集 総務課広報係 TEL （河内）3番・44番
発行日 昭和40年5月1日 印刷所 竜ケ崎印刷所

財政再建は
このようにすすんでいます

村長 大野 信

村民のみなさん、お変りもなく、それぞれの家業にお励みのこととおよろこび申し上げます。

村政につきましては心あたたかいご協力を賜りまして、一歩一歩発展への途上を歩み得ますことを心からお礼申し上げます。

国政のおもむくに歩みを合せ、遅れをとらぬよう他町村との比例を考え、村政の執行に当つておりますが、みなさまご承知のとおり本村は財政再建の途上にあり、日ごろみなさまにご迷惑をおかけしておりますことと、深くおわび申し上げる次第です。

六千万円あつた 赤字も三千万円に

私が就任してから早や二年になろうとしておりますが、みなさまのご協力により、一時は六、〇〇〇万円ちかくあつた財政の赤字も、昭和三十九年度末（四十年三月末）には約半額の三、〇〇〇万円に減少いたしました。

減少した原因は

この主な原因は人件費の節減で、当時は職員の数も一四〇名ほどおり、一人当り年額平均四〇万円としても、五、六〇〇万円となり、その他役職の方の報酬、手当などを合せますと、実に六、〇〇〇万円にもなり、将来若い人たちが高給者となつた場合、村の財政は人件費で破たんをきたすおそれがあり、これを業務に支障のない程度に減らすことが、財政再建の第一歩であると考え、この一年半の間に自然退職者の補充を行なわないで、三〇名の減ができました。その結果人件費一、八〇〇万円の節約ができました。

更に、みなさまのご協力により、滞納者か極めて少なくなり、引継いた当時約一、〇〇〇千万円あつた滞納も現在は四〇〇万円台に減つて、納税成績が向上いたしました。

また、県のご協力により普通交付金の外に特別交付金を他町村に比し七〇〇万円余も増額交付されたこと、職員がそれぞれ自覚し、勤務はもとより大きな需用費の節約を計つてくれたこと、などが重つて、このように成績が上つたわけであります。

このままですすみますと、当初樹立した再建七ヶ年計画も四年間で達成され、昭和四十二年には完了する見込であります。

四十年度の予算は

昭和四十年度一般会計予算をみますと、次頁の「予算のあらまし」のようになりますが実質的には九、六〇〇〇万円で、性質別には人件費四、八〇〇万円（四七・四％）物件費一、七八〇万円（一六・五％）補助金及負担金七一〇万円（六・五％）工事請負費一、一一七万円（一〇・六％）公債費七三三万円（六・一％）その他四六〇万円（〇・四％）となつておりますが、このほか一時借入金の償還分（赤字解消分）九〇〇万円が予算外に計上されており、また、公債費（借入金償還分）が一、六三三万円（一〇％）あり、村財政のいかに苦しいかがおわかりいただけることと思います。

一日も早く 健全財政に

自主再建といいましても、国や県の干渉が強く、一日も早くこれからぬけ出し、健全財政のもと大手を振つて、一人歩きのできる日を迎えるため、あとしばらくのご辛棒とご協力を賜りますよう、年度当初に当りお願い申し上げる次第です。

1965
4.5月号
No. 53

新年度予算など 二十二件を可決

第一回定例村議会

昭和四十年度の予算などを決める定例村議会は、三月十二日から十八日までの七日間にわたつて開かれ、各種条例の改正、各会計の新年度予算など二十二議案が審議された結果原案可決十九件、一部修正可決二件、認定一件となつています。

四十年度予算のあらまし

一般会計

総予算額は一三〇、九〇三千円で前年度より六、七六五千円の減となり款別には下表のとおりです。

才入（入つてくるお金）

▽ 村税

収入総額の二六%で税別に説明しますと、

村民税 六、〇二九千円
固定資産税 一七、二七六千円
軽自動車税 二、三七三千円
煙草消費税 六、三〇〇千円
電気ガス税 一、八〇〇千円

▽ **地方交付税**

収入総額の四〇%を占める大きな財源となつています。

▽ **分担金及負担金**

教育費の負担金で四二千円見込まれています。

▽ **使用料及手数料**

使用料では青年研修所の使用料が一〇千円、手数料で戸籍二三〇千円、諸証明二四五千円が計上されています。

▽ **国庫支出金**

おもなものは、民生費五六九千円、教育費四、八七四千円、村債補助二六八千円、民生費、総務費委託金六〇五千円となつております。

▽ **県支出金**

おもなものは、農林水産費負担金五七三千円、衛生費補助金二四〇千円、農林水産費補助金一六九千円、総務委託金四六四千円などです。

▽ **財産収入**

建物貸付収入として二四千円が計上されています。

▽ **諸収入**

おもなものは、延滞金二〇〇千円、預金利子五〇千円、国体支出金五〇〇千円、雑入二七、一二五千円となつておりますが、雑入の中には繰上充用金二六、二五六千円が含まれています。

▽ **村債**

屋内運動場建築費二、九〇〇千円、減税補てん債四、九〇〇千円を借入れるよう計上しております。

昭和40年度 一般会計予算

歳入			(単位千円)
費目	本年度予算額	前年度予算額	比較
村税	34,278	69,798	△35,520
地方交付税	52,000	43,500	8,500
分担金及負担金	42	45	△ 3
使用料及手数料	485	505	△ 20
国庫支出金	6,354	5,529	825
県支出金	1,549	1,424	125
財産収入	29	457	△ 428
寄付金	1	1	0
諸収入	28,365	9,959	18,406
村債	7,800	6,450	1,350
歳入合計	130,903	137,668	△ 6,765

歳出			(単位千円)
費目	本年度予算額	前年度予算額	比較
議会費	5,060	4,589	471
総務費	29,207	67,416	△ 38,209
民生費	4,183	9,971	△ 5,788
衛生費	2,566	2,703	△ 137
農林水産業費	7,485	8,779	△ 1,294
商工費	102	105	△ 3
土木費	7,649	3,862	3,787
消防費	4,040	3,079	961
教育費	28,389	29,368	△ 979
公債費	7,287	7,476	△ 189
繰上充用金	34,346	-	34,346
予備費	589	320	△ 269
歳出合計	130,903	137,668	△ 6,765

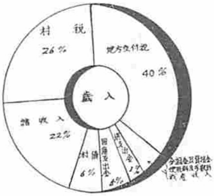

一般会計款別占拠率図解

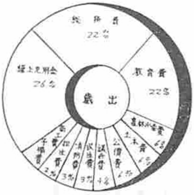

このほかに議決されたもの

議案第一号から第五号までは、各会計の決算で、四頁をごらんください。

≪議案第六号≫

昭和三十九年度一般会計補正予算

前回まで累計額一四九、三二七千円であつたものが八、〇九六千円追加されまして総額一五七、四二三千円の最終予算となりました。

≪議案第七号≫

昭和三十九年度国民健康保険会計補正予算

事業勘定が前回まで三三、九三三千円であつたものが、四、一一五千円追加され総額三八、〇四八千円となりました。

≪議案第八号≫

昭和三十九年度簡易水道事業会計補正予算

才入の補正で、事業収入を二、一三七千円減で繰入金で二、一三七千円増、総額では変りありません。

≪議案第九号≫

昭和三十九年度有線放送電話事業会計補正予算

前回まで七、四六四千円であつたものが、一七一千円追加され、総額七、六三五千円の最終予算なとりました。

才出（出ていくお金）

▼**議会費**

議員報酬三、七九二千円、手当六三二千円、旅費四八四千円や議会を開くための費用などです。

▼**総務費**

総務管理費一七、七五二千円、徴税費六、五六五千円、戸籍住民登録費三、一九五千円、選挙費五五七千円統計調査費一、〇〇二千円を計上しております。

▼**民生費**

社会福祉費四、一四七千円児童福祉費一六千円、生活保護費二〇千円などです。

▼**衛生費**

保健衛生費二、五六一千円清掃費五千円が計上されております。

▼**農林水産業費**

農業費七、四八五千円、商工費一〇二千円です。

▼**土木費**

土木管理費五、三九九千円道路橋梁費二、二〇〇千円、河川費五〇千円が計上されております。

▼**消防費**

消防施設と人件費、物件費で、年次計画によるポンプ等購入費は五六〇千円が計上されております。

▼**教育費**

教育総務費二、九三五千円小学校費一八、九五四千円、中学校費三、二三二千円、幼稚園費一、二三四千円、社会教育費一、八九五千円、保健体育費一三九千円で、小学校費には長竿小工事代六三〇千円、金江津小屋内運動場建築費八、七七五千円が含まれております。

▼**公債費**

村の施設（学校、庁舎、橋梁など）を建設するため借入れた金の元利償還金です。

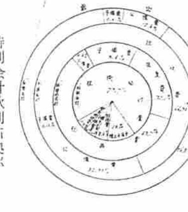

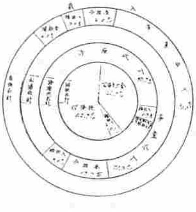

特別会計款別占拠率

特別会計

◇国保会計

▽**事業勘定**

予算額三九、九〇八千円は前年度に比し一二、四七八千円の増となりますが、保険給付費の増によるものです。

▽**診療所会計**

予算額一五、二九五千円は前年度に比し二、五一七千円の減となりますが、これは医師、職員、役職等の減員による人件費の節減によるものです。

◇水道会計

予算額九、九〇三千円は、前年に比し六、〇二七千円の減となります。これは赤字解消分の繰上充用金がなくなったことによるものです。

◇有線放送会計

予算額七、六九〇千円で前年度とあまり変りなく健全財政を保っています。

昭和40年度[illegible]会計予算

歳入（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
診療収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
使用料及手数料	[illegible]	185	[illegible]
県支出金	[illegible]	[illegible]	[illegible]
諸収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
歳入合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

歳出（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
医療費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
施設整備費	0	2,020	△2,020
公債費	[illegible]	[illegible]	△310
諸支出金	0	[illegible]	[illegible]
予備費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
歳出合計	15,295	[illegible]	[illegible]

昭和40年度国保会計予算

歳入（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
国民健康保険税	[illegible]	[illegible]	[illegible]
使用料及手数料	[illegible]	[illegible]	2
国庫支出金	[illegible]	[illegible]	[illegible]
県支出金	1	1	
諸収入	22	[illegible]	
歳入合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

歳出（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
保険給付費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
保険施設費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
諸支出金	[illegible]	[illegible]	[illegible]
予備費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
歳出合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

昭和40年度有線放送会計予算

歳入（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
事業収入	6,707	6,800	[illegible]
分担金及負担金	286	150	[illegible]
使用料及手数料	1	1	0
諸収入	160	10	150
繰越金	290	0	290
歳入合計	[illegible]	7,001	[illegible]

歳出（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
公債費	[illegible]	720	[illegible]
予備費	50	50	0
歳出合計	[illegible]	7,001	[illegible]

昭和40年度水道会計予算

歳入（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
事業収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
分担金及負担金	[illegible]	[illegible]	[illegible]
使用料及手数料		1	[illegible]
諸収入	[illegible]	[illegible]	△117
歳入合計	[illegible]	15,930	[illegible]

歳出（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
衛生費	[illegible]	6,107	[illegible]
公債費	3,262	[illegible]	[illegible]
繰上充用金	0	[illegible]	[illegible]
予備費	10	[illegible]	[illegible]
歳出合計	[illegible]	15,930	[illegible]

≪議案第十号≫ **村立長竿保育所設置条例について**

＜議案第十一号＞ **村立長竿保育所保育料等徴収条例について**

六頁を参照

＜議案第十二号＞ **村立第一幼稚園授業料等徴収条例の一部改正条例について**

授業料四百円が五百円に、入園料二百円が四百円に改められた。

＜議案第十三号＞ **河内村青少年問題協議会設置について**

法律に基き本村にも青少年問題協議会が設置された。

＜議案第十四号＞ **国民健康保険税条例の一部改正について**

地方税法の改正により所得税の算出方法が変り、それにともなう国民健康保険税条例の一部改正です。

◇議案第十五号◇ **教育長の給料、旅費その他給与に関する条例の一部改正について**

◇議案第十六号◇ **水路敷の公用廃止について**

◇議案第十七号◇ **財政再建計画変更承認申請について**

三十八年度各会計決算

昭和三十八年度各会計決算の認定は、第一回定例村議会において同時に審議され、総額二四八、九四四千円（一般会計一三六、四八八千円、国保会計二四、九三三千円、直診会計三八、九〇六千円、水道会計二六、五九四千円、有線放送会計二二、四八八千円）にのぼる決算の認定がなされました。（総括表及び各会計の別表を参照してください）

◇一般会計

三四、〇七五千円の赤字

財政再建による赤字で、三十九年度の繰上充用金より充当します。

◇国保会計

六〇、八千円の赤字

才入二四、三二五千円、才出二四、九三三千円で六〇八千円の赤字となります。

◇直診会計

二、九八八千円の赤字

才入三三、二三五千円、才出三八、九〇六千円で二、九八八千円の赤字となります。

◇水道会計

三、三五九千円の赤字

才入二三、二三五千円、才出二六、五九四千円で三、三五九千円の赤字となります。

◇有線放送会計

四六三千円の黒字

才入二二、四八八千円、才出二二、〇二五千円で四六三千円の黒字となります。

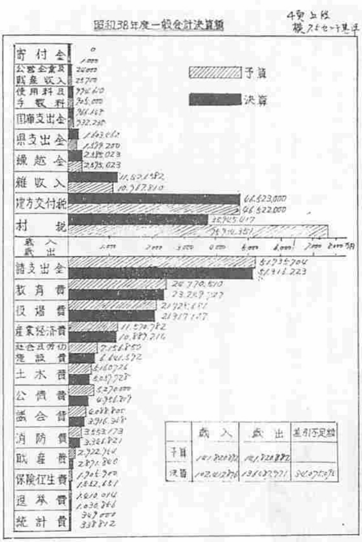

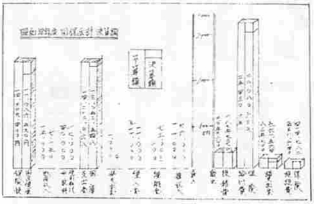

昭和38年度 河内村歳入歳出決算額総括表　単位千円

合計別	歳入	歳出	差引増減	予算に対する執行率	
				歳入	歳出
一般会計	102,413	136,488	△34,075	72.2%	96.6%
国保会計	24,325	26,933	△608	83.6	85.7
診療所会計	35,918	38,906	△2,988	79.2	85.8
水道会計	23,235	26,594	△3,359	73.5	86.1
有線会計	22,488	22,025	463	101.1	99.0
合計	208,379	248,924	△40,567		

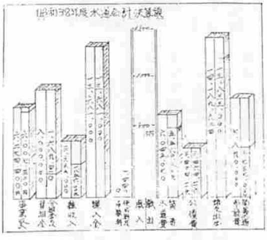

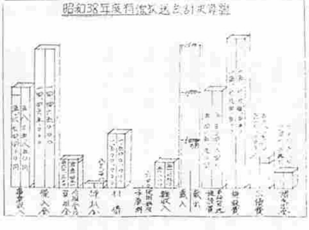

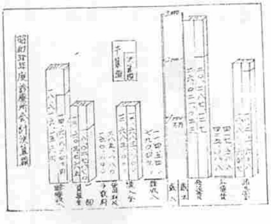

牧草七種播種さる

河内村酪農振興協議会で、利根川の河原に七ヘクタールの牧草地を耕作したことは、昨年十二月号においてお知らせしたところですが、いよいよ播種作業が行なわれ、オーチヤード七〇キロ、イタリアンライ一四キロ、ルーサン一四キロ、パビアグニラス二一キロ、HIライグラス二一キロ、赤クローバ二〇サロ、ラジクローバー一四キロが播種されました。

新農業委員決る

新しい農業委員会委員が決りました。

〔選挙による委員〕

大野実(53)新橋▽山口茂(51)中金、▽久松栄児(44)平川、▽田中喜太郎(54)保村▽鈴木一男(52)下加納、▽海保親儀(47)上金、▽石山正男(57)関場、▽松田重雄(59)愛宕町、▽助川繁(44)中郷、▽石橋泰明(50)十三間戸、▽小久保久孝(46)田川、▽真仲武(34)浄玄▽川村貞郎(48)小林町歩、▽本橋重雄(47)布鎌、▽榎本昴一(61)藤蔵

〔選任による委員〕

福田一太郎(56)下金、内田喜男(42)手栗、▽野沢彰(51)小巻、金田倉之助(68)内野、石山源馬(59)源清田、大野信(65)長笹、大原政安(60)片巻、▽山本太郎(52)十里。

なほ、会長には福田氏、副会長に金田氏、県農業会議員に石山(源)氏が選任されました。

家庭教育講座 ⑤

自然的な家庭教育を

◇家庭の教育は親がよい手本を示し、子どもがそれをまねることによつて、自然の教育がなされます。

しかし、疲れて帰つてきた父親が、ことば、立ち居ふるまいで、子どもの模範になるような態度をとることは苦しくなり、また、むりに教育者態度をとろうとすると、その苦痛から、親自身の精神衛生が悪くなるということも、大いに考えられます。

◇むしろ教育より一日の疲れから、かえつて語気があらくあたりちよつとのことにひつかけたりして夫婦不仲となり、非教育的影響を与える危険が高いのではないでしょうか。この点は注意すべきだろうと思います。

◇いっぽう家にいる母親は一日中、食事をこしらいたり掃除などで積極的に働いています。子どもが母のうしろについて台所仕事をまねたり、掃除せんたくを覚えることは、最もよい自然的な家庭教育です。

◇だから普通の生活指導では母親が中心となり、母親の指導のもとに家族の者が、すべて協方するのが望ましいことです。これは、父親は子どもの教育に無責任、無関心であつてよいというのでは決してありません。

日常的なことがらでは、母親を信頼してまかせ、父親が子どもに口やかましくあたるよりも、子どもと親しい人間関係をつくることがたいせつです。

暮しのスポット

……春さきは、ほこりつぽいので、室内の掃除にもちよつと手間がかかります。ほこりの中には蛔虫のタマゴや病源菌などもふくまれています。

ほこりとりにハタキはかえつていけません。ほこりをまきちらすだけです。めんどうでもゾウキンでふきとりましよう。

▽電気コタツなど電気の暖房器具をしまう場合、コードやプラグなどをよく調べて、いたんでいるところがあつたら、しまう前になおしておきましよう。またホコリはきれいにはらつておきましよう。

▽いよいよ農繁期です。農作業でくたくたに疲なたからだを休めるには、睡眠とビタミンを中心にした栄養を、じゆうぶんにとることがたいせつです。とくに農繁期に不足しがちな油やビタミンを、じようずにとるくふうをしましよう

明るい話題

世界の科学技術は急速に進歩し、電気製品も大きく変つてきています。それにつれ学校教育も視聴覚教育が重要視され、テレビに教材が必要と、どこの学校にも備えられています。

このような時、母校にテレビのないことを知つた河内中第一回卒業生の大塚克己さん（21才宮淵出身）は、写真のように立派なテレビを寄贈されました。学校ではさつそく教材として利用し、生徒たちはよい先輩をもつたと喜んでおります。

◇ 源清田の大塚昭二さん（大塚ラジオ・文具店主）は、商品の棚おろしをしていると少し古くなりかけた文具が目についた。村内の困つている児童にあげたら、と思いつきノート一二〇冊、鉛筆五打、筆入一三個、定規二〇本を役場の民生係まで届けられました。村では、さつそく民生委員を通じ、貧困世帯へ配分いたしました。

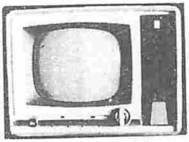

贈られたテレビ

長竿小学校に村立保育所設置

本村には、いままで村立河内第一幼稚園（生板）私立の幼稚園（源清田、金江津）二つがあり、長竿地区のみなかつたのですが、四月一日から長竿小学校に旧校舎を利用した。村立長竿保育所が設置されることになりました。

対象になるのは、原則として満五才の幼児とされて、保育料は月額八百円、そのほか入所の際に四百円納めていただくことになります。

くわしく知りたいかたは、教育委員会事務局までおたづねください。

今月の納税

固定資産税　第一期

国　保　税　第一期

納期限　四月三十日まで

春季農繁期

労働力の需給対策など

労働力調整協議会で決る

昭和四十年度の春季労働力の需給対策及び賃金などが、三月二十九日の河内村農業労働力調整協議会において、いろいろ検討された結果、次のとおり決まりましたので、ご協力下さるよう要望いたします。

◇ **労働力の需給対策**

臨時雇の人員がはなはだしく減少しているため、職業安定所としても、とうてい需給に応じきれないので、できるだけ共同作業方式をとりあげ二～三戸の共同「ゆい」作業や、田植時期のくり延べなどによつて、労働不足を解消されるように。

◇ **労賃の調整**

労賃は、田植一人実労十時間を基準に三食付で、男女とも九百円とし、一時間増すごとに百円増すこと。また、耕耘機による耕賃は、反当り、耕起八百円、代かき九百円とすること。

河内俳句

田中　正潜
寄り添えば恋めく影や朧月

桜井　キ一
夕月の影つんぬいて芦の角

大原　辰光
惜別や黄塵消えぬまま昏るる

小川　竹声
春眠や晨鈴厳し午前四時

青野　白雨
黄塵に陽は赤赤と暮れにけり

郡司　翠雪
進学や母のせわしき日日となり

根本たけし
始動音快晴にして春田徇む

鈴木　秋月
サラリーの数字よ進学の娘の顔よ

飯塚　仙峰
春愁や折鶴白き智恵子抄

福田　古山
合格の通知に母の小さき笑み

野平　和風
横ざまに朽舟沈む芦の角

「社会福祉銀行」のご利用を

河内村社会福祉銀行が昨年四月に創設され、生活困窮者を対象に貸付られることなどすでにお知らせしたところですが、利用者が少ないので再度、簡単にお知らせします。

貸付の方法は、一口最高五千円、利息日歩一銭、貸付期間三ヶ月で、保証人一人を必要とします。

資格は、(イ)急病人ができ入院を必要とするが保証金に困る、(ロ)手持金がなく食糧の配給を受けることができない。(ハ)親戚等に急用ができたが交通費がない。(ニ)強風等で家屋の破損、雨漏り等が生じ、応急措置をとるのに手持金がない。(ホ)学校を卒業した男女子が、急に就職が決定したけれど支度金がない。などです。

申し込み等くわしくは役場厚生課までおたづねください。